



残骨灰の取扱いに関する調査

残骨灰の取扱いについて、あなたのお考えをお聞かせください。

- (1) 残骨灰には、金・銀・プラチナ・パラジウムといった有価物が含まれている場合があります。永代供養地に納めることなどを条件として、残骨灰に含まれている有価物を売却して火葬場整備や運営に活用している自治体があることをご存じですか。

☐ 知っている

☐ 知らない

- (2) 自治体が残骨灰に含まれている有価物を売却して、火葬場整備や運営に活用することについて、どのように考えますか。

☐ 賛成

☐ どちらかと言えば賛成

☐ よくわからない

☐ どちらかと言えば反対

☐ 反対

- (3) 自治体が残骨灰に含まれている有価物を売却する場合、ご遺族の気持ちや市民感情を損なわないよう、どのような配慮をすべきであると考えますか。（複数回答可）

☐ 残骨灰の取扱いについて、事前に市のホームページなどで周知を図る

☐ 残骨灰の取扱いについて、火葬受付時にチラシなどで周知を図る

☐ 残骨灰に含まれている有価物の売却によって得た財源は、市のホームページなどで報告する

☐ どうしても売却をしてほしくない方には、一部収骨でなく、全部収骨 もできることを説明する

☐ 特に何もする必要はない

☐ わからない

☐ その他

- (4) ↓ 『その他』について具体的にお書きください

- (5) 残骨灰に含まれていた有価物の売却金額や用途を公表したほうがよいと考えますか。

☐ 公表したほうがよい

☐ 公表しなくてもよい

☐ わからない

☐ その他

- (6) ↓ 『その他』について具体的にお書きください

※うら面の自由意見欄にお進みください。



悪い



良い

(7) 自治体が売却することは好ましくないと考える理由は何ですか。（複数回答可）

- ☐ 残骨灰は、収骨できなかったご遺骨の一部であるため、含まれている有価物を自治体が売却すること自体が適切ではないと感じるため
- ☐ 残骨灰に含まれている有価物を自治体が売却することは、遺族感情を損なうものであると感じるため
- ☐ その他

(8) ↓ 『その他』について具体的にお書きください

(9) 自治体が売却することは好ましくないという考えは、どうしたら解消・軽減され则认为ますか。（複数回答可）

- ☐ 有価物を取り出した後の残骨灰は永代供養地に納めるなど適切に取扱われていることを、市のホームページや火葬受付時に配布するチラシなどを通じ、丁寧に説明する。
- ☐ 残骨灰から取り出した有価物の収益は、関市総合斎苑の施設維持などのために適正に用途されることを周知する。
- ☐ 解消・軽減することはできない。
- ☐ その他

(10) ↓ 『その他』について具体的にお書きください

(11)その他ご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。